

日本福祉大学大学院 国際社会開発研究科 授業科目履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 日本福祉大学大学院国際社会開発研究科(以下、本研究科という)の授業科目の履修ならびにこれに関する事項は、日本福祉大学大学院学則、日本福祉大学大学院国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程(通信教育)規則(以下、本研究科規則という)によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 修了要件

(修了要件)

第2条 本研究科国際社会開発専攻修士課程の修了要件は、本研究科規則別表1の通りとする。

2 前項にいう別表1の履修要件に定められた「展開科目」の科目区分は、「基幹科目」および「特別教育科目」の科目区分と同一とみなす。

第3章 授業科目と履修方法等

(授業科目と履修方法等)

第3条 本研究科の授業科目のうち、「現地語による開発事例研究」、「特定地域開発研究」に関わる履修および単位認定等については、別に定める。

(履修登録)

第4条 授業科目を履修し、単位を修得するためには、所定の期間に履修登録しなければならない。

(重複履修の禁止)

第5条 すでに単位を修得した同一類似科目を履修することはできない。

(長期履修制度)

第6条 本研究科規則第3条第3項に基づく長期履修制度を希望するものは、入学前に長期履修制度申請書を提出し、入学手続を完了しなければならない。

2 長期履修の期間は3年間とする。

3 就業環境の変化等により必要が生じた場合、所定の期間内に1回に限り長期履修期間の変更(短縮又は延長)を申請することができる。この場合、変更後の授業料は、変更

前に納付した授業料から、入学年度における修了までの通常授業料総額との差額とする。

第4章 規程管理

(本規程の所管課室)

第7条 この規程の所管課室は、名古屋事務室とする。

(本規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、国際社会開発研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2004年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、2005年4月1日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、2006年4月1日から一部改正施行する。
- 5 この規程は、2007年4月1日から一部改正施行する。
- 6 この規程は、2009年4月1日から一部改正施行する。
- 7 この規程は、2010年4月1日から一部改正施行する。
- 8 この規程は、2015年4月1日から一部改正施行する。
- 9 この規程は、2017年4月1日から一部改正施行する。
- 10 この規程は、2021年4月1日から一部改正施行する。